

---

# 資料編

---

## 用語解説

### 育児・介護休業法

平成7（1995）年に制定・施行。育児又は家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することによって、その福祉を増進するとともに、あわせて我が国の経済及び社会の発展に資することを目的としています。

### H I V/エイズ

H I V（ヒト免疫不全ウイルス）に感染してから、長い潜伏期間を経て発病するとエイズ（後天性免疫不全症候群）になります。エイズとは、生体の免疫機能が破壊されることによって起こるさまざまな病気の総称です。主な感染経路は、血液感染、母子感染、性行為による感染などがあります。

### M字カーブ

日本の女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。結婚や出産を機に労働市場から離れる女性が多く、子育てが一段落すると再び就職するという特徴があるためにこのような形になります。

### エンパワーメント

自らの意識と能力を高め、家庭や地域、職場など社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけること、及びそうした力を持った主体的な存在となり、力を発揮し、行動していくことをいいます。

### 固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことをいいます。

### 社会的性別（ジェンダー）

「社会的・文化的に形成された性別」のことをいいます。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

## 女性活躍推進法

平成 27（2015）年 8 月に成立し、同年 9 月 4 日に施行されました。10 年間の時限立法となっています。

同法により、平成 28（2016）年 4 月 1 日から、従業員 301 人以上の企業と、雇用主としての国や自治体は女性の活躍推進に向けた行動計画の策定と公表が義務付けられ、同様のことが 300 人以下の企業にも努力義務として課されました。

## ストーカー行為

恋愛感情などの好意の感情、その感情が満たされなかったことへの怨みなどの感情を充足させる目的で、相手や相手の配偶者・親族などにつきまとい等の行為を繰り返すことをいいます。ストーカー事件の多発を受け、平成 12（2000）年「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が施行されました。

## 性的マイノリティ

同性愛者、バイセクシュアル（恋愛、性的指向が男女両方に向かう人や、相手の性別にこだわらない人）、トランスジェンダー（性同一性障がいなど心と体の性が一致しない人）、インターセックス（先天的に身体上の性別が不明確な人）などの人々のことをいいます。

## セクシュアル・ハラスメント

職場や学校などで相手の意に反した性的な発言や行動を行い、周囲に不快感を与えることをいいます。職場では、相手の意に反した性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行するうえで、一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させることをいいます。また、学校では、相手の意に反した性的な言動を行うことにより、学習意欲の低下や喪失を招くなど、学校生活を送るうえで不利益を与えたり、学習環境を悪化させることをいいます。

近年、その他のハラスメントとして、職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるパワーハラスメント、職場における妊娠・出産・育児休業等を理由とする嫌がらせや不利益な取り扱いをするマタニティ・ハラスメントなどがあります。

## 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。男女間において形式的な機会の平等が確保されていても、社会的・経済的な格差が現実に存在する場合には、実質的な機会の平等を担保するためにポジティブ・アクションの導入が必要です。

## ソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）

友人、知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのことをいいます。

## 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、また、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができて、ともに責任を担うべき社会のことをいいます。

## 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 11（1999）年に公布、施行されました。

## 男女雇用機会均等法

雇用の分野において男女の均等な機会と待遇の確保などを目的として昭和 61（1986）年に施行されました。「募集・採用」、「配置・昇進」時における女性に対する差別の「禁止」や積極的改善措置（ポジティブアクション）の促進、職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理上の配慮義務などが定められています。

## 男性中心型労働慣行

勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行をいいます。

## t e a m あごら

前身が「かわちながの男女共同参画市民実行委員会」で、平成 14（2002）年度に男女共同参画を推進するために設立された市民団体です。

現在は、「河内長野市から委託を受けた男女共同参画推進事業などの啓発事業を円滑に開催し、男女共同参画について広く市民の理解を深めることにより、人権尊重に基づく男女の自立と、男女共同参画社会の形成を図る」ことを目的として活動しています。

## DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力のことをいいます。暴力には身体的暴力だけでなく、精神的暴力、社会的暴力、経済的暴力、性的暴力なども含まれます。

## デートDV

結婚していない恋人の間で起こる身体、言葉、態度による暴力のことをいいます。10代・20代の若い世代において身近な問題となっています。

## 認定こども園

幼稚園と保育所の良さを併せ持つ施設で、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能（保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能）、地域における子育て支援を行う機能（全ての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能）を備えています。

## メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

## リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

自らの身体について自己決定を行い健康を享受する権利のことをいいます。男女ともに持つ権利ですが、とりわけ女性の重要な権利とされています。子どもを産むか産まないか、産むとすればその時期や出産間隔を女性が自己決定する権利を中心課題とし、広く女性の生涯にわたる健康の確立をめざすものです。

## ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のことをいいます。

仕事と生活の調和が実現した社会とは、「一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」です。「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらし、多様性に富んだ活力ある社会を創出することが、男女共同参画社会の実現につながるものとして期待されています。

# 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

採 択 1979年（昭和54年）12月18日  
（国連第34回総会）  
日本国 1980年（昭和55年）7月17日署名  
1985年（昭和60年）6月25日批准  
1985年（昭和60年）7月25日発効

この条約の締約国は、  
国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

## 第1部

### 第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

## 第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

## 第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

## 第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

## 第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

(a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

## 第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

## 第2部

### 第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

### 第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

### 第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

## 第3部

### 第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平

等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

#### 第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
  - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
  - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
  - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障ならびに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
  - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
  - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その

他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利

- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
  - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
  - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
  - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
  - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

#### 第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

#### 第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

#### 第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化

されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

#### 第4部

##### 第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかなを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

##### 第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項につ

いて女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

- (a) 婚姻をする同一の権利
- (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
- (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
- (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
- (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

#### 第5部

##### 第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締

約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、締約国に送付する。

- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

#### 第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとつた立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
  - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
  - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

#### 第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

#### 第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

#### 第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

#### 第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

## 第6部

#### 第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であつて男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

#### 第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

#### 第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託するこ

とによって行う。

## 第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

## 第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

## 第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

## 第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

## 第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

# 男女共同参画社会基本法

公布 平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号  
最終改正 平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第 1 章 総則

(目的)

**第 1 条** この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

**第 2 条** この法律において、次の名号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間

の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

**第 3 条** 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

**第 4 条** 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

**第 5 条** 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

**第 6 条** 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

**第 7 条** 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

**第 8 条** 国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関

する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

**第9条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

**第10条** 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

**第11条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

**第12条** 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

**第13条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつ

たときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

**第14条** 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

**第15条** 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

**第16条** 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

**第17条** 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

**第18条** 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

**第19条** 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

**第20条** 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

(設置)

**第21条** 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

**第22条** 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

**第23条** 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

**第24条** 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

**第25条** 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

**第26条** 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。

ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。(資料提出の要求等)

**第27条** 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

**第28条** この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

### 附 則 (平成11年6月23日法律第78号) (抄)

(施行期日)

**第1条** この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

**第2条** 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

### 附 則 (平成11年7月16日法律第102号) (抄)

(施行期日)

**第1条** この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) (略)

(2) 附則(中略)第28条並びに第30条の規定  
公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

**第28条** この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法

律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1)から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

**第30条** 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

**附 則 (平成11年12月22日法律第160号)**  
(抄)

(施行期日)

**第1条** この法律(第2条及び第3条を除く)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

公布 平成13年4月13日法律第31号  
最終改正 平成26年4月23日法律第28号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 第1章 総則

(定義)

**第1条** この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

**第2条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

## 第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

**第2条の2** 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

**第2条の3** 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護の

ための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第2章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

**第3条** 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
  - (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - (3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
  - (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当

たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

**第4条** 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

**第5条** 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

**第6条** 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。  
（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）
- 第7条** 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。  
（警察官による被害の防止）
- 第8条** 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、

被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

**第8条の2** 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

**第8条の3** 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

**第9条** 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

**第9条の2** 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

## 第4章 保護命令

(保護命令)

**第10条** 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離

婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- (1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- (2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
  - (1) 面会を要求すること。
  - (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前

6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。)と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を

除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

**第11条** 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地  
(保護命令の申立て)

**第12条** 第10条第1項から第4項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
- (3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- (4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員

の所属官署の名称

- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
  - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
  - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

**第13条** 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

**第14条** 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

**第15条** 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しく

は保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

**第16条** 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

**第17条** 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令

を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申し立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。  
(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申し立て)

**第18条** 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申し立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申し立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申し立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。  
(事件の記録の閲覧等)

**第19条** 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方に対しては、保護命令の申し立てに関し口頭弁論若しく

は相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

**第20条** 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

**第21条** この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

**第22条** この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

**第23条** 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

**第24条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

**第25条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

**第26条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団

体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

**第27条** 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- (1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
  - (2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
  - (3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
  - (4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

**第28条** 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。
- (1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
  - (2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

## 第5章の2 補則

(この法律の準用)

**第28の2** 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み

替えるものとする。

第2条	被害者	被害者(第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

## 第6章 罰則

**第29条** 保護命令(前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

**第30条** 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項(第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

## 附則抄

(施行期日)

**第1条** この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第7条、第9条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

**第2条** 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

**第3条** この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

**附則（平成16年6月2日法律第64号）**

(施行期日)

**第1条** この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

**第2条** この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

**第3条** 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

**附則（平成19年7月11日法律第113号）抄**

(施行期日)

**第1条** この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

**第2条** この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

**附則（平成25年7月3日法律第72号）抄**

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

**附則（平成26年4月23日法律第28号）抄**

(施行期日)

**第1条** この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第1条中次世代育成支援対策推進法附則第2条第1項の改正規定並びに附則第4条第1項及び第2項、第14条並びに第19条の規定 公布の日

2 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

(政令への委任)

**第19条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

公布 平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号

## 第 1 章 総則

(目的)

**第 1 条** この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

**第 2 条** 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が

尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

**第 3 条** 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第 5 条第 1 項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

**第 4 条** 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第 2 章 基本方針等

(基本方針)

**第 5 条** 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、女性の職業生活におけ

る活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
  - 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
  - 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。(都道府県推進計画等)
- 第6条** 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
  - 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第3章 事業主行動計画等

#### 第1節 事業主行動計画策定指針

- 第7条** 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
    - (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
    - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
    - (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
  - 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第2節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第8条** 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であつて、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
    - (1) 計画期間
    - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
    - (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
  - 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
  - 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
  - 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
  - 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
  - 7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければなら

らない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

**第9条** 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

**第10条** 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

**第11条** 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- 1 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 2 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 3 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

**第12条** 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律によ

り設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第3項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第48条の3、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項

の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

**第13条** 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

**第14条** 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第3節 特定事業主行動計画

**第15条** 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更

したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

### 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

**第16条** 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

**第17条** 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

## 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

**第18条** 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は

当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

**第19条** 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。(国等からの受注機会の増大)

**第20条** 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

**第21条** 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

**第22条** 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

**第23条** 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の

構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
- (2) 学識経験者
- (3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

**第24条** 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

**第25条** 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

**第26条** 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

**第27条** 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その1部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

**第28条** この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第6章 罰則

**第29条** 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

**第30条** 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下

の懲役又は5万円以下の罰金に処する。

- 1 第18条第4項の規定に違反した者
- 2 第24条の規定に違反した者

**第31条** 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。

- 1 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 2 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- 3 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

**第32条** 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- 1 第10条第2項の規定に違反した者
- 2 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 3 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

**第33条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

**第34条** 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、2万円以下の過料に処する。

## 附 則

(施行期日)

**第1条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

**第2条** この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

- 2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して

知り得た秘密については、第24条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。  
(政令への委任)

**第3条** 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

**第4条** 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

**第5条** 社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）の一部を次のように改正する。

別表第1第20号の25の次に次の1号を加える。

20の26 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

(内閣府設置法の一部改正)

**第6条** 内閣府設置法（平成11年法律第89号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第2項の表に次のように加える。

平成38年3月31日

女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第5条第1項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。

# 河内長野市男女共同参画推進条例

河内長野市条例第23号

(前文)

河内長野市では、人権尊重に基づく男女の自立と男女共同参画社会の形成に向けて様々な取組を進めてきた。

しかしながら、男女の自由な活動の選択に影響を及ぼす性別による固定的な役割分担等やそれに基づく社会の制度又は慣行は今なお残り、また、近年においては女性に対する暴力も顕在化しており、課題の解決に向けた一層の取組が求められている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等社会経済情勢が大きく変化する中であって、一人ひとりの個性と能力が十分発揮できる豊かで活力ある河内長野市を築くには、男女の人権が尊重され、社会のあらゆる活動に参画できる機会の平等が確保されるなど男女共同参画社会の実現が緊急かつ重要な課題であり、その取組は市、市民及び事業者が一体となって推進する必要がある。

ここに本市は男女共同参画の推進を主要な政策と位置付け、その推進に関し、基本理念並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにし、相互の連携協力の下に男女共同参画社会を実現することを目的としてこの条例を制定し、もって人々の多様な個性と活力にあふれた河内長野市を目指すものである。

(目的)

**第1条** この条例は、本市における男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民（本市の区域内に通勤又は通学する者を含む。以下同じ。）及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、それぞれの連携及び協力の下に当該施策を総合的かつ計画的に実施し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野（以下「社会のあらゆる分野」という。）の活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野の活動に参

画する機会における男女間の格差を改

善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対しその機会を積極的に提供することをいう。

- (3) セクシュアル・ハラスメント 職場、学校、地域などの社会的関係において、相手の意に反した性的な言動をすることにより相手の就業環境や学習環境等害し、又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

**第3条** 男女共同参画は、次の各号に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して、できる限り影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、市における政策並びに民間の団体における方針の立案及び決定に、共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活において、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の活動との両立ができるようになされること。
- (5) 男女が互いの身体的特徴及び心身の変化について理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事柄について個人の尊厳が重んじられ、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう配慮されること。
- (6) 国際社会の取組を考慮して行われること。
- (7) 前各号の基本理念の理解を深めるよう、社会のあらゆる分野において、生涯にわたる教育、学習の機会が確保されるよう配慮されること。

(市の責務)

**第4条** 市は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下

「男女共同参画施策」という。)を総合的に策定し、実施する責務を有する。

- 2 市は、男女共同参画を推進するため、あらゆる施策の策定と実施において、男女共同参画社会の実現に配慮しなければならない。
- 3 市は、男女共同参画の推進に当たり、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民及び事業者と協働するものとする。
- 4 市は、自ら率先して男女共同参画を推進しなければならない。

(市民の責務)

**第5条** 市民は、基本理念に基づき、社会のあらゆる分野において積極的に男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

**第6条** 事業者は、基本理念に基づき、事業活動を行うに当たり、積極的に男女共同参画の推進に努めるとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立することができる環境の整備に努めるものとする。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による人権侵害の禁止)

**第7条** 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による人権侵害や差別的取扱いを行ってはならない。

- 2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、配偶者等に対する暴力(暴行その他の心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

**第8条** 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担若しくは男女間における暴力的行為を助長する表現又は連想させる表現など、男女共同参画の推進を阻害するおそれがある表現を行わないよう努めるものとする。

(男女共同参画計画)

**第9条** 市長は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めるものとする。

- 2 市長は、男女共同参画計画を策定するにあたっては、あらかじめ第18条に規定する河内長野市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の

意見を反映することができるよう、必要な措置を講じるものとする。

- 3 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。
- 5 市長は、毎年度、男女共同参画計画の実施状況等を公表するものとする。

(広報啓発活動)

**第10条** 市は、男女共同参画について市民及び事業者の理解を深めるよう、広報啓発活動の充実を図らなければならない。

(教育及び学習の振興)

**第11条** 市は、学校教育その他の教育及び学習の場において、男女共同参画について理解を深めるよう、その振興に必要な施策を行わなければならない。

(調査研究)

**第12条** 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼす要因についての調査研究その他の男女共同参画施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

(市民等の活動に対する支援)

**第13条** 市は、市民及び事業者が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

(積極的改善措置)

**第14条** 市は、社会のあらゆる分野の活動において男女間に参画する機会の格差が生じている場合、市民及び事業者と協力し、積極的改善措置が講じられるよう努めるものとする。

(苦情等及び相談への対応)

**第15条** 市民及び事業者は、市が実施する男女共同参画施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情その他の意見(以下「苦情等」という。)がある場合、市長にその旨を申し出ることができるものとする。

- 2 市長は、苦情等の申し出に対し、男女共同参画社会の実現に資するように適切に対応し、処理するものとする。この場合において、市長は、苦情等の処理を行うに当たり必要があると認めるときは、第18条に規定する河内長野市男女共同参画審議会の意見を聴くことができるものとする。

- 3 市民は、男女共同参画の推進を阻害する要因によって男女の人権が侵害された場合、市長に対し相談の申し出をすることができるものとする。この場合において、市長は、相談の申し出に対し関係機関と連携し、適切

な対応に努めるものとする。

(推進体制の整備)

**第16条** 市は、市民及び事業者の協力の下に、男女共同参画施策を総合的に推進するため、必要な体制整備に努めるものとする。

(拠点機能)

**第17条** 市は、男女共同参画の推進に当たって、男女共同参画センターを拠点として各種事業を行い、市民活動との連携を図るものとする。

(男女共同参画審議会)

**第18条** 男女共同参画の推進を図るため、河内長野市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画計画の策定に関し、第9条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による市長の求めに応じて意見を述べること。
- (2) 苦情等の申し出について、第15条第2項の規定による市長の求めに応じて意見を述べること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長の求めに応じて男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議し、意見を述べること。

3 審議会は、委員15人以内で組織する。この場合において、男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。

4 委員は、学識経験者、公募に応じた者その他の市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委任)

**第19条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている河内長野市第2期女性問題行動計画「かわちながの女性プラン」は、第9条第1項の規定により策定され、公表されたものとみなす。

# 河内長野市男女共同参画推進本部設置規程

公布 平成4年8月20日規程第7号  
最終改正 平成29年5月11日規程第13号

(設置)

**第1条** 河内長野市男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、河内長野市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(組織)

**第2条** 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長、副本部長は総合政策部を担当する副市長をもって充てる。

3 本部員は、副市長（前項に規定する副市長を除く。）、教育長、参与及び部長級の職にある者をもって充てる。

(所掌事務)

**第3条** 推進本部は、次の事務を所掌する。

(1) 男女共同参画施策の総合的かつ効果的な推進及び企画に関すること。

(2) 男女共同参画施策に係る関係部局間の連絡調整に関すること。

(3) その他、男女共同参画施策について本部長が必要と認めた事項に関すること。

(本部長及び副本部長)

**第4条** 本部長は、推進本部の事務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長が、その職を代理する。

(会議)

**第5条** 本部会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(関係職員等の出席)

**第6条** 本部長は、必要があると認めるときは、本部会議に関係職員及び男女共同参画についての学識経験ある者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

**第7条** 男女共同参画施策の実施状況及び今後のあり方を検討し、関係課等間の連絡調整と連携など総合的な推進を図るため、推進本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表に掲げる者をもって組織する。ただし、本部長が必要と認めるときは、幹事を追加することができる。

3 幹事長は、総合政策部長の職にある者をもって充て、

副幹事長は、幹事の互選によってこれを定める。

4 幹事会は、幹事長が招集し、主宰する。

5 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、副幹事長がその職務を代理する。

6 幹事会は、協議事項に関係のある幹事のみで開催することができる。

7 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会に関係職員の出席、資料の提出を求めることができる。

(男女共同参画推進研究会)

**第8条** 男女共同参画施策について、調査・研究をするため、幹事会に男女共同参画推進研究会（以下「研究会」という。）を置く。

2 研究会は、別表に掲げる者が推薦する主幹級以下の職員、総合政策部人権推進課長（以下「人権推進課長」という。）の推薦する職員、公募職員及び人権推進課長をもって組織する。

3 研究会に座長及び副座長1名を置き、構成員の互選によりこれを定める。

4 任期は2年とし、再任を妨げない。

5 研究会は、必要に応じ人権推進課長が招集し、座長が議長となる。

6 研究会は、協議事項に関係のある構成員のみで開催することができる。

7 人権推進課長は、必要があると認めるときは、研究会に関係職員の出席を求めることができる。

(庶務)

**第9条** 推進本部の庶務は、別に定める部署が行う。

別表（第7条、第8条関係）

市民生活部 自治協働課長

保健福祉部 いきいき高齢・福祉課長 健康推進課長

生活福祉課長 障害福祉課長

環境経済部 環境政策課長 産業観光課長 農林課長

都市づくり部 都市創生課長

総合政策部 政策企画課長 人事課長

危機管理課長

教育委員会事務局子ども未来部 教育指導課長 子ども

子育て課長 教育委員会事務局生涯学習部 文化・

スポーツ振興課長 地域教育推進課長

消防署長

# 河内長野市ドメスティック・バイオレンス被害者等支援連絡会議設置規程

公布 平成19年5月21日規程第7号  
最終改正 平成29年5月11日規程第14号

(設置)

**第1条** 河内長野市、関係機関、関係団体等(以下「関係機関等」という。)は、男女平等の実現の妨げとなっている配偶者その他の者からの暴力、いわゆるドメスティック・バイオレンス(以下「DV」という。)の防止及びDVにより被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者(以下「被害者等」という。)に対する支援を行うため、河内長野市ドメスティック・バイオレンス被害者等支援連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 連絡会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) DV被害者等の発見からサポートに至るシステムの構築に関すること。
- (2) DVに関する情報の収集及び提供に関すること。
- (3) DVの防止の研修及び啓発に関すること。
- (4) 前3号に掲げる活動を推進するための幅広い関係機関、団体等との連携に関すること。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(構成)

**第3条** 連絡会議は、次に掲げる関係機関等の職員等で構成する。

- (1) 市民生活部 市民窓口課
- (2) 市民生活部 自治協働課
- (3) 保健福祉部 いきいき高齢・福祉課
- (4) 保健福祉部 保険年金課
- (5) 保健福祉部 健康推進課
- (6) 保健福祉部 生活福祉課
- (7) 保健福祉部 障害福祉課
- (8) 環境経済部 産業観光課
- (9) 都市づくり部 都市創生課
- (10) 総合政策部 人権推進課
- (11) 教育委員会事務局子ども未来部 教育指導課
- (12) 教育委員会事務局子ども未来部 子ども子育て課
- (13) 教育委員会事務局生涯学習部 地域教育推進課
- (14) 消防署
- (15) 大阪府女性相談センター
- (16) 大阪府富田林保健所

- (17) 大阪府河内長野警察署
- (18) 大阪法務局富田林支局
- (19) 河内長野市国際交流協会
- (20) 河内長野市歯科医師会
- (21) 河内長野市人権協会
- (22) 河内長野市民生委員児童委員協議会
- (23) 社会福祉法人河内長野市社会福祉協議会
- (24) 一般社団法人河内長野市医師会
- (25) 富田林人権擁護委員協議会河内長野地区委員会
- (26) 前各号に掲げるもののほか、DV被害者等の支援に関して必要な関係機関等

(会議の種類)

**第4条** 連絡会議は、代表者会議、実務者会議及び事例検討会議に分けて活動する。

- 2 代表者会議は、総括的事項を担当し、関係機関等の代表者をもって構成する。
- 3 実務者会議は、具体的事項を担当し、関係機関等の実務者をもって構成する。
- 4 事例検討会議は、緊急時等において対応策の検討が必要な場合に、関係機関等の実務者をもって構成する。

(運営)

**第5条** 代表者会議及び実務者会議は、総合政策部人権推進課長が招集し、会議の進行は、総合政策部人権推進課の職員が務める。

- 2 事例検討会議は、構成する実務者により必要に応じて開催する。
- 3 連絡会議は、必要に応じて関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務等の配慮)

**第6条** 第3条各号に規定する連絡会議の構成員及びその出席者は、DV被害者等の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

(事務局)

**第7条** 連絡会議の庶務は、別に定める部署において行う。

(委任)

**第8条** この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は別に定める。

# 河内長野市男女共同参画審議会規則

平成17年10月28日 規則第53号

(趣旨)

**第1条** この規則は、河内長野市男女共同参画推進条例(平成17年河内長野市条例第23号)に定めるもののほか、河内長野市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

**第2条** 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第3条** 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第4条** 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

**第5条** 審議会に、その円滑な運営を図るため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

5 部会長は、部会における審議状況及び結果を審議会に報告する。

(関係者の出席等)

**第6条** 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

**第7条** 審議会の庶務は、別に定める部署において行う。

(委任)

**第8条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関

し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(河内長野市報酬及び費用弁償条例施行規則の一部改正)

2 河内長野市報酬及び費用弁償条例施行規則(平成12年河内長野市規則第49号)の一部を次のように改正する。第3条第8号を次のように改める。

(8) 削除

(会議の招集に係る特例)

3 この規則の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる審議会の招集は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

## 河内長野市男女共同参画審議会委員名簿

(敬称略、50音順)

氏 名	所属団体等
安藤 ひろ子	河内長野市国際交流協会
河上 典子	公募
佐藤 恵子	(有)フェミニストカウンセリング堺
田間 泰子	公立大学法人 大阪府立大学 人間社会システム科学研究科教授
塚本 みさ江	河内長野市母子福祉会
◎中村 彰	メンズセンター運営委員
仲村 義郎	公募
西野 英紀	河内長野市企業人権協議会
○乗井 弥生	弁護士
林田 徳裕	(一社)河内長野市歯科医師会
三浦 佐江子	team あごら
村田 憲司	河内長野公共職業安定所
山本 明彦	(福)河内長野市社会福祉協議会
吉田 妙子	河内長野市人権協会
和田 精久	河内長野市人権教育研究会 男女共生教育担当

◎会長 ○副会長

# 河内長野市女性職員の活躍推進アクションプラン（抜粋）

平成28年4月策定

## 1. 取組期間

本市女性職員の活躍推進アクションプランの取組期間は、平成28年4月1日から平成38年3月31日までの10年間とします。

また、この10年間に前期・後期に区切り、各期で目標を設定するとともに、定期的にこの期間の取組みの進捗を検証しながら、必要に応じてその改定を行うものとします。

期間:平成28年4月1日から平成38年3月31日

前期:平成28年4月1日から平成33年3月31日

後期:平成33年4月1日から平成38年3月31日

## 3. 女性職員の活躍推進に向けた数値目標等

市長部局、市議会事務局、市固定資産評価審査委員会事務局、市選挙管理委員会事務局、市監査委員事務局、市農業委員会事務局、市教育委員会事務局、市上下水道事業、市消防本部及び消防署において、それぞれの女性職員の状況を把握し、改善すべき事情について分析を行いました。その結果、次の項目を共通する最も大きな課題とし、女性職員の活躍を推進するため、この課題に対応する目標を次のとおり設定しました。

なお、目標については、一体的に人事管理を実施している機関（市消防本部及び消防署を除く機関と、市消防本部及び消防署）における職員全体を対象として設定しています。

### 課題とした項目

管理的地位（課長級以上の職）にある職員に占める女性職員の割合

(1) 市長部局・市議会事務局・市選挙管理委員会事務局・市農業委員会事務局・市固定資産評価審査委員会事務局・市監査委員事務局・市教育委員会事務局・市上下水道事業における数値目標等

### 目標数値

管理的地位（課長級以上の職）に占める女性職員の割合を15%以上に

本市における各役職段階の女性職員の割合を、少なくとも在職者に占める女性の割合以上であるべきと位置づけ、今後必要な取組みを推進していくとともに、特に管理的地位（課長級以上の職）に占める

女性職員の割合にあつては、平成37年度までに平成27年4月1日時点の実績（5.4%）より引き上げます。

また、この目標数値を達成するため、次の各項目について前期・後期の各期末時点における目標を設定し、取り組んでいきます。

### ●職員の人材育成の推進

男女が共に能力を発揮できるように、河内長野市職員人材育成基本方針に基づき、職員の育成を推進します。また、職員を「めざすべき職員像」に向けて、より一層その成長を促進できるよう「めざすべき職場像」の醸成も図ります。特に、女性職員の活躍を推進するために、男女共同参画の意義についての理解の促進を図ります。

### 目標

河内長野市職員人材育成基本方針における取組みの確実な実施

- 男女共同参画の意義の理解を促進するとともに、職員全体の育成を図るため、同方針に基づいた取組みを確実に進めます。
- めざすべき職員像に向けた職員の具体的な行動である市民への約束や、職員が育ちやすい、より育成效果の高い職場風土の醸成を図るための職場行動基準の職員への周知・徹底を図ります。

### 取組み

- 同方針に基づいた取組みの実施は当然ながら、検討するとした取組みについても実施計画に基づき前向きに検討を進めます。
- 男女共同参画の意識啓発や、職場行動基準・市民への約束の定期的な周知を行うとともに、適時に職場研修等を実施します。

### ●女性職員の配置

女性職員の視点を活かし、その能力を最大限に活用するため、女性職員の職域を拡大し、多様な分野への配置を行うとともに、女性職員の育成を図ります。

### 目標

前期 女性職員の配置割合85%以上に  
後期 女性職員の配置割合90%以上に

- 女性職員が配置されている課等の割合（以下、

「女性職員の配置率」という。)を、平成27年4月1日時点の実績(77.7%)より引き上げます。特に、市の基本的な施策の企画・立案に関係する課等(政策企画課、人事課、財政課など)には女性職員を必ず配置します。

#### 取組み

➢女性職員の配置に際しては、女性職員が配置されていない課等への配置を優先的に検討します。特に、実施当初は市の基本的な施策の企画・立案に関係する課等(政策企画課、人事課、財政課など)に積極的に配置します。

#### ●女性職員の事務分担

女性職員の視点を活かし、その能力を最大限に活用するため、多様な仕事の割振りを行うとともに、女性職員の育成を図ります。

#### 目標

女性職員に事務の主导者を割り振っている課等の割合を100%に

- 女性職員(係長を除く係長級以下の職員に限る。この項目で同じ。)が配置されている課等においては、所属職員に均等に事務を割り振るよう配慮しながら、当該女性職員に事務の主导者を積極的に割り振ります。

#### 取組み

➢係長等は、性別に関係なく、係内等の職員に均等に事務を割り振るよう努めます。

➢係長等は、その課等に女性職員が配置されている場合、その女性職員に事務の主导者を積極的に割り振るよう努めます。

#### ●役職段階に占める女性職員の割合

女性職員が管理的地位にある職員に昇任するため、その他の役職段階においても女性職員の割合の引上げをめざします。

#### 目標

前期 課長補佐級の職員に占める女性の割合を25%以上に

女性職員の昇任試験の受験率を15%以上に

後期 課長補佐級の職員に占める女性の割合を30%以上に

女性職員の昇任試験の受験率を20%以上に

- 課長補佐級の職員に占める女性の割合を、平成27年4月1日時点の実績(18.9%)より引き上げます。

- 女性職員の昇任試験の受験率(対象者数に対する受験者数の割合。係長級昇任試験を除きます。)を、平成27年度の実績(8.3%)より引き上げます。

#### 取組み

➢人事担当課は、昇任試験を受験しない職員へアンケート等を実施し、課題の把握に努めるとともに、可能な限りその解消を図り、昇任試験の受験率向上に努めます。

➢昇任試験の受験対象者となる職員の所属長等は、面談等を通じ、職員の昇任への不安等の解消に努め、その意欲向上に努めます。

➢女性職員の昇任への不安を払しょくし、疑問等に答えることで昇任試験の受験率向上を図るため、管理的地位にある女性職員と昇任試験の対象者等の意見交換会を実施します。

➢河内長野市職員人材育成基本計画に基づき、男性・女性職員が共にやりがいを感じ、能力を最大限に発揮できるように取組みを進めるとともに、特に女性職員の能力・意欲向上を目的とした研修の実施や外部研修(自治大学校等)への派遣を行います。

#### ●女性職員数

女性職員数を拡大し、多様な人材の確保に努めます。

#### 目標

前期 職員採用試験の女性申込者数を5%以上引き上げ

後期 職員採用試験の女性申込者数を10%以上引き上げ

- 職員採用試験の申込者に占める女性の割合を、平成27年度の実績(同年度に実施していない職種・区分については同年度以前で直近に実施したもの。以下同じ。)から引き上げます。

#### 取組み

➢女性職員の活躍の状況について市ウェブサイト等において対外的に広報を行います。

➢市職員採用試験実施に向けた説明会を開催します。説明会では、市で活躍する女性職員から参加者へ自らの経験等を伝えるプログラムや面談の機会等を設けるなど、特に女性の申込者数の向上を図ります。

➢女性職員による市職員採用面接を実施すべく、女性職員に面接官として必要な知識等を習得さ

せるための研修を実施し、習得した者から面接官として配置していきます。

#### ●ワーク・ライフ・バランス

性別にかかわらず、働きやすい職場環境をめざします。

##### 目標

前期 年次休暇※の取得日数を年間6日以上に

後期 年次休暇の取得日数を年間10日以上に

年間平均時間外勤務時間数※を10%引き下げ

- 職員（対象期間内に育児休業等により年次休暇等を取得できない期間を含む職員を除きます。）の年次休暇の取得を促進します。（※年次休暇には夏季の特別休暇を含みます。）
- 時間外勤務手当または休日勤務手当の支給対象となる勤務時間数（正規の勤務時間を振り替えたことにより生じた時間外勤務手当の支給対象となる勤務時間数は除きます。）の職員一人当たりの年間平均時間数を、平成26年度の実績（142.5時間）より10%引き下げ、128.2時間以下にします。（※年間平均時間外勤務時間数は、対象期間の末日に在職する時間外勤務手当の支給対象となる職員数で、時間外勤務時間数の総数を除したものとします。）

##### 取組み

➤所属長は、年間6日（平成33年以降は10日）以上の年次休暇を自ら率先して取得に努め、所属職員にその取得を促すとともに、所属職員から半期等一定期間内の年次休暇取得予定の提出を求めます。所属長は、所属職員の年次休暇の取得に困難な状況があれば、事務の割振変更等必要な調整等を行います。

➤所属長は、所属職員の時間外勤務の年間予定表を作成したうえで、所属職員の事務執行の状況を適切に把握し、必要な指導や調整等に努めます。

➤人事担当課は、各所属における年次休暇の取得や時間外勤務時間数の予定及び実績の状況を調査するとともに、必要に応じて所属長にヒアリングを行うなど課題の把握に努め、所属と協力し、その解消を図ります。

➤人事評価制度において、評価者は、事務の効率化に貢献した職員を適正に評価するよう努めます。

## 「河内長野市男女共同参画計画（第4期）」策定経過

年 月 日	内 容
平成 28（2016）年 11月 11日	平成 28 年度第 1 回河内長野市男女共同参画審議会の開催 ・河内長野市男女共同参画に関する市民意識調査の実施及び調査項目等について
平成 29（2017）年 1月 20日～2月 13日	「河内長野市男女共同参画に関する市民意識調査」の実施
5月 16日	第 1 回河内長野市男女共同参画推進本部 幹事会の開催 ・「河内長野市男女共同参画計画（第 4 期）」策定方針について ・計画策定スケジュール
5月 29日	第 1 回河内長野市男女共同参画推進本部 本部会議の開催 ・「河内長野市男女共同参画計画（第 4 期）」策定方針について ・計画策定スケジュール
6月 19日～26日	「河内長野市男女共同参画計画（第 4 期）」策定にかかる関係各課ヒアリングの実施
7月 3日	平成 29 年度第 1 回河内長野市男女共同参画審議会の開催 ・「河内長野市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果報告 ・「河内長野市男女共同参画計画（第 4 期）」策定方針について
7月 19日	第 2 回河内長野市男女共同参画推進本部 幹事会の開催 ・「河内長野市男女共同参画計画（第 4 期）」素案について
7月 31日	第 2 回河内長野市男女共同参画推進本部 本部会議の開催 ・「河内長野市男女共同参画計画（第 4 期）」素案について
10月 2日	平成 29 年度第 2 回河内長野市男女共同参画審議会の開催 ・「河内長野市男女共同参画計画（第 4 期）」素案について
12月 12日～ 平成 30（2018）年 1月 11日	パブリックコメントの実施
3月	「河内長野市男女共同参画計画（第 4 期）」策定

## 男女共同参画に関する動き

	世界の動き	国の動き	府の動き	市の動き
1975年 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国際婦人年世界会議」開催（メキシコシティ）、「世界行動計画」採択</li> <li>・国連総会「国連婦人の十年（1976～1985）」を決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「婦人問題企画推進本部」設置、「婦人問題企画推進会議」開催</li> <li>・「育児休業法（女子教育職員、看護婦、保母等）」制定（昭和51年4月施行）</li> </ul>		
1976年 (昭和51年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働部労働福祉課に女性問題担当窓口設置</li> </ul>	
1977年 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・婦人問題企画推進本部「国内行動計画」決定</li> <li>・労働省「若年定年制・結婚退職制等改善年次計画」策定</li> <li>・総理府婦人問題担当室「国内行動計画前期重点目標」発表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府婦人問題推進会議設置</li> </ul>	
1978年 (昭和53年)				
1979年 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国連婦人の十年 E S C A P 地域会議」開催（ニューデリー）</li> <li>・国連総会「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法務省「相続に関する民法改正要綱試案」公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府婦人問題推進会議より「女性の地位向上に関する提言」提出</li> <li>・大阪府婦人問題企画推進本部設置</li> </ul>	
1980年 (昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・OECD「婦人の雇用に関するハイレベル会議」開催</li> <li>・「国連婦人の十年 1980年世界会議」開催（コペンハーゲン）</li> <li>・「女子差別撤廃条約（略称）」の署名式</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女子差別撤廃条約」署名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画部府民文化室に婦人政策係設置</li> </ul>	
1981年 (昭和56年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ILO総会「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約」及び「同勧告」を採択</li> <li>・「女子差別撤廃条約」発効</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「民法及び家事審判法の一部を改正する法律」施行</li> <li>・婦人問題企画推進本部「婦人に関する施策の推進のための国内行動計画後期重点目標」決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」策定</li> </ul>	
1982年 (昭和57年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国民年金法等の一部を改正する法律」制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画部婦人政策室設置</li> </ul>	
1983年 (昭和58年)				
1984年 (昭和59年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国連婦人の十年 E S C A P 地域会議」開催（東京）</li> </ul>			
1985年 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国連婦人の十年世界会議」開催</li> <li>・西暦2000年に向けてのナイロビ将来戦略採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国籍及び戸籍法の一部を改正する法律」施行</li> <li>・「男女雇用機会均等法」制定（昭和61年4月施行）</li> <li>・「女子差別撤廃条約」批准</li> </ul>		
1986年 (昭和61年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画部府民文化室婦人政策室を企画部婦人政策課に改組</li> <li>・「21世紀をめざす大阪府女性プラン」（第2期行動計画）策定</li> </ul>	
1987年 (昭和62年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・婦人問題企画推進本部「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・婦人政策課を企画部から生活文化部に移管</li> </ul>	

	世界の動き	国の動き	府の動き	市の動き
1988年 (昭和63年)			・大阪府婦人総合センター(仮称)推進会議設置	
1989年 (平成元年)				
1990年 (平成2年)	・ナイロビ将来戦略見直し勧告採択			
1991年 (平成3年)		・「育児休業法」制定(平成4年4月施行) ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第一次改定	・「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画～女と男のジャンプ・プラン」策定 ・「大阪府女性基金」設置	・「河内長野市女性問題懇談会」設置(委員10名) ・女性問題に関する市民アンケート報告(2000人)
1992年 (平成4年)			・婦人政策課を女性政策課に改称 ・「大阪府女性施策企画推進員」制度発足 ・「大阪府女子労働対策推進計画」策定	・河内長野市女性問題懇談会より報告書を提出 「河内長野市女性問題懇談会」解散 ・「かわちながの女性プラン」策定 審議会などへの女性委員の登用目標率30% ・「河内長野市女性政策推進本部」設置
1993年 (平成5年)	・「世界人権会議」開催(ウィーン)	・中学校の家庭科の男女必修、実施 ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)」制定・施行	・「男女協働社会の実現をめざす表現の手引き」作成	
1994年 (平成6年)		・高等学校の家庭科の男女必修、学年進行により実施 ・男女共同参画室設置、男女共同参画審議会設置 ・男女共同参画推進本部設置	・「大阪府女性基金プリムラ賞」創設 ・大阪府女性総合センター(ドーンセンター)開館	
1995年 (平成7年)	・「第4回世界女性会議」開催(北京)、「北京宣言」及び「行動綱領」採択	・ILO156号条約(家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約)批准 ・「育児・介護休業法」制定・施行	・男女協働社会の実現をめざす府民意識調査結果報告	・市民生活部生活文化課に女性参画係を設置
1996年 (平成8年)		・「男女共同参画ビジョン」答申 ・「男女共同参画2000年プラン」策定	・大阪女子大学に女性学研究センター開設	・「人権擁護都市宣言」決議
1997年 (平成9年)		・男女共同参画審議会設置法施行 ・「男女雇用機会均等法」改正(平成11年4月施行)	・「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画(改定)～新女と男のジャンプ・プラン」策定	・男女共同参画情報誌kiwiを創刊
1998年 (平成10年)			・女性政策課を男女協働社会づくり課に改称 ・大阪府男女協働社会づくり審議会設置 ・大阪府男女協働推進連絡会議設置 ・「大阪府女性労働対策推進計画」策定	・女性政策推進本部に女性政策研究会を設置 ・「河内長野市女性問題市民懇談会」設置(委員14名) ・男女平等に関する市民アンケート調査(2000人)
1999年 (平成11年)		・「男女共同参画社会基本法」制定(平成13年1月施行)	・男女協働社会の実現をめざす府民意識調査発表	・女性参画係を男女共同参画係に改称 ・河内長野市女性問題市民懇談会が河内長野市第2期女性問題行動計画策定に向けての提言を市長に提出

	世界の動き	国の動き	府の動き	市の動き
2000年 (平成12年)	・国連特別総会／女性2000年 会議開催（ニューヨーク国 連本部）、「政治宣言」及び 「成果文書」を採択	・「ストーカー規制法」制定・ 施行 ・「男女共同参画基本計画」策 定	・「女性に対する暴力」対策会 議設置	・「河内長野市第2期女性問題 行動計画（かわちながの女 性プラン）」策定
2001年 (平成13年)		・男女共同参画会議設置 ・内閣府に男女共同参画局が 新設 ・「配偶者からの暴力の防止及 び被害者の保護に関する法 律」制定・施行	・男女協働社会づくり課を男 女共同参画課に改称 ・大阪府男女協働推進連絡会 議を大阪府男女共同参画推 進連絡会議に改称 ・「大阪府男女共同参画計画 （おおさか男女共同参画プ ラン）」策定 ・大阪府女性政策企画推進本 部を大阪府男女共同参画推 進本部に改称 ・大阪府女性施策企画推進員 を大阪府男女共同参画企画 推進員に改称し、大阪府男 女共同参画推進本部に組み 込む	・「河内長野市思いやりとぬく もりのある人権尊重のまち づくり条例」を公布・施行
2002年 (平成14年)		・「母子及び寡婦福祉法」改正 (平成15年4月施行)	・「大阪府男女共同参画推進条 例」施行 ・「大阪府男女共同参画施策苦 情処理制度」開始	・男女共同参画施策を市民文 化部生涯学習推進室で担当 ・河内長野市立市民交流セン ター内に男女共同参画セン ター機能を置き、女性のため の相談を開始 ・男女共同参画情報誌を生 涯学習情報誌に統合
2003年 (平成15年)		・「次世代育成支援対策推進法 及び少子化社会対策基本 法」制定	・「男女いきいき・大阪元氣宣 言事業者顕彰制度」創設	・女性問題市民懇談会に、男 女共同参画社会の形成を目 指す条例の基本的な考え方 について提言を依頼 ・「職員意識調査」実施
2004年 (平成16年)		・「配偶者からの暴力の防止及 び被害者の保護に関する法 律」改正・施行 ・「育児・介護休業法」改正（平 成17年4月施行）		・「男女共同参画社会に関する 意識」市民意識調査結果公 表 ・「男女共同参画の職場づくり 率先行動計画」女性政策推 進本部決定
2005年 (平成17年)	・国連婦人の地位委員会／ 「北京+10」開催（ニュー ヨーク国連本部）	・女性の再チャレンジ支援策 検討会議「女性の再チャレ ンジ支援プラン」策定 ・「男女共同参画基本計画（第 2次）」閣議決定	・「大阪府配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保護に関 する基本計画」策定	・女性問題市民懇談会から、 男女共同参画社会の形成を 目指す条例の基本的な考え 方について提言 ・「河内長野市男女共同参画推 進条例」公布
2006年 (平成18年)	・第50回国連婦人の地位 委員会開催（ニューヨーク 国連本部）	・「男女雇用機会均等法」改正 (平成19年4月施行) ・「女性の再チャレンジ支援プ ラン」改定	・「大阪府男女共同参画計画 (おおさか男女共同参画プ ラン)改訂版」策定	・「河内長野市男女共同参画推 進条例」施行 ・女性政策推進本部を男女共 同参画推進本部に改称 ・「女性問題市民懇談会」廃止 ・「男女共同参画審議会」設置 (委員15名) ・男女共同参画審議会にて、 男女共同参画計画の策定に 向け審議開始 ・「河内長野市男女共同参画施 策等に関する申し出の対応 要綱及び取扱い」制定 ・第4次総合計画において審 議会などへの女性の参画率 の目標を平成27年度まで に40%に改定 ・女性のための相談を月2回 から3回に増加

	世界の動き	国の動き	府の動き	市の動き
2007年 (平成19年)	・第51回国連婦人の地位委員会開催（ニューヨーク国連本部）	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正（平成20年1月施行） ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		・「河内長野市ドメスティック・バイオレンス被害者等支援連絡会議」設置
2008年 (平成20年)	・第52回国連婦人の地位委員会開催（ニューヨーク国連本部）	・「仕事と生活の調和推進室」設置 ・男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」 ・「次世代育成支援対策推進法」改正（平成21年4月施行）		・「河内長野市男女共同参画計画（第3期）」策定 ・「河内長野市人権施策推進プラン」制定
2009年 (平成21年)	・第53回国連婦人の地位委員会開催（ニューヨーク国連本部）		・「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」改定	・「男女共同参画社会に関する意識」市民意識調査結果公表
2010年 (平成22年)	・第54回国連婦人の地位委員会／「北京+15」記念会合開催（ニューヨーク国連本部）	・「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定		・「職員意識調査」実施 ・男女共同参画施策を市民生活部人権推進室で担当
2011年 (平成23年)	・「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（略称：UN Women）」正式発足		・「おおさか男女共同参画プラン（2011-2015）」策定	
2012年 (平成24年)	・第56回国連婦人の地位委員会開催（ニューヨーク国連本部）		・「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（2012-2016）」策定	
2013年 (平成25年)	・第57回国連婦人の地位委員会開催（ニューヨーク国連本部）	・「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」を位置づけ ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正（平成26年1月施行） ・「ストーカー規制法」改正・施行		
2014年 (平成26年)	・第58回国連婦人の地位委員会開催（ニューヨーク国連本部）	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正（平成27年4月施行）		・「男女共同参画について」市民意識調査結果公表 ・男女共同参画施策を総合政策部人権推進課で担当 ・「職員意識調査」実施
2015年 (平成27年)	・第59回国連婦人の地位委員会／「北京+20」記念会合（ニューヨーク国連本部）	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」制定 ・「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定	・OSAKA女性活躍推進会議を設置 ・「女性が輝くOSAKA行動宣言」発表	
2016年 (平成28年)	・第60回国連婦人の地位委員会開催（ニューヨーク国連本部）	・「育児・介護休業法」改正（平成29年1月施行） ・「男女雇用機会均等法」改正（平成29年1月施行） ・「ストーカー規制法」改正（平成29年1月施行）	・「おおさか男女共同参画プラン（2016-2020）」策定	・「河内長野市人権施策推進プラン」改訂 ・「河内長野市女性職員の活躍推進アクションプラン（特定事業主行動計画）」策定
2017年 (平成29年)	・第61回国連婦人の地位委員会開催（ニューヨーク国連本部）		・「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2017～2021）」策定	・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2018年 (平成30年)	・第62回国連婦人の地位委員会開催（ニューヨーク国連本部）			・「河内長野市男女共同参画計画（第4期）」策定

河内長野市男女共同参画計画（第4期）  
平成30（2018）年3月

発 編	行 集	河内長野市 総合政策部 人権推進課 〒586-8501 大阪府河内長野市原町一丁目1番1号
電 F A X	話 X	(0721) 53-1111 (0721) 55-1435

